

鳥取農政懇話会報



**N0.56
2009年3月**



“もちがせの流し雛”



旧暦の3月3日のひな祭りに、男女一対の紙雛を桟俵さんだわらにのせ、菱餅や桃の小枝を添えて、災厄を託して千代川せんだいがわに流します。昭和60年、県無形文化財に“もちがせの雛送り”として指定されています。

(鳥取市用瀬町もちがせちょう、本年は3月29日(日)に行われます。)

小島先生遺訓

私と農業

小島 慶三

「あなたは一橋出なのに何故農業に熱心なのか」とよく人に問われる。その理由は、多分私が子供の頃に農家に里子に行っていた事だと思う。私は6人兄弟姉妹の末っ子であり、母が高齢で乳が出なかつたり、家も猫の手を借りたいくらいの忙しさであった事による。

里子に行った先は爺いやと婆あやの二人だけで、家には古ぼけた簞笥や、縄をなう道具や綿を紡ぐ道具があるくらいで、二間だけの藁葺き屋根の家であった。寒さを凌ぐものとしては囲炉裏が切ってあるくらいで、私は今でも時々「囲炉裏火はとろとろ、外は吹雪」という小学唱歌と共に、その頃の光景を思い出す。

婆あやの家は、利根川の高い土手を後ろにし、爺いやの竹畠を暮らしのよすがにしていた。爺いやは全くの好々爺で、婆あやの方が何かと気が強かった。私はここで我儘わがまま三昧の振る舞いをしていた。

ある時爺いやがまだ早いというのに竹を切らせて、町中を得意になって引っ張り廻した事もある。また爺いやの肩車に乗つて、所と場所をわきまえず、しゃーしゃーとやらかしたが、爺

いやは怒りもせず「いいお湿りだ」と笑顔を見せていた。私は何も彼等のためにしてやれなかつたが、爺いやには「この家には門がないから、俺が大きくなつたら門を作つてやるからな」などと威張り、婆あやには「婆あやの帯は、うちのおっかさんの帯みたいにキュッキュッとならないね。今俺がキュッキュッとなる帯を作つてやるからな」と見栄を張つたものだ。婆あやには、後に私が東京に出て姉と二人暮らしをしていた頃に、家事を手伝つて貰つたこともある。今では爺いやも婆あやも亡くなつてしまつて、何も恩返しが出来なかつたので、私は二人の墓を建てた。その時、婆あやの一人娘のお静さんが来て、「門を作つてもらうよりも、キュッキュッとなる帯よりも、墓を建ててもらったことが嬉しい」と涙を流した。いまでもその墓は、私の家の墓から少し離れた所にあるが、あまり人が詣でた様子はない。

私が婆あやの家にいた時に、農作業のあれこれをよく見聞きしていた事、そして実家の工場に働きに来る女工さん達の殆どが農家の出だつた事も、私の農業への関心の始まりだと言つてよいであろう。

(「ふらぐめんて」著者 小島 慶三 平成19年3月吉日より)



主　張

中山間地域の農業問題 — 農林工学面からの考察 —

会員 石原 昂

中山間地域の重要性の再認識

いまさら改めて述べるまでもありませんが、以下の意見展開に当り再確認の意味で、わが国の中山間地域の全貌をまず簡潔に述べておきます。日本の中山間地域の面積は 2,547 万 ha で、国土面積の実に 6.9% を占めており、国土環境の面できわめて重要な位置を占めています。そしてその面積の 7.9% が林地で、耕地はわずか 8.5% にすぎません。しかしながら、この耕地が日本の総耕地からみると 4.2% にも相当することになり、農業の面からは重要な地域ということになるのです。

中山間地域農業の問題点

外材の輸入によって国内の林業は衰え、それとともに森林の管理は次第に悪くなってきました。また、農業者の老齢化にともなって、傾斜地では農業機械が使えなくなってきたなど、不利な条件が生じてくるにつれ、耕作の放棄が増えてきました。そして、若者は若者で離農を考え都市へ流出し、農村はますます過疎になってきています。そうなると農地や林地はさらに荒廃し、農村の自然環境は一層劣化していきます。また、田園景

観が悪くなるにともない、動植物相が変化してくると、獣害も増えてくるなどの憂慮される実情も起きています。

とくに農業後継者の不足は深刻で、各市町村ではその改善のために農村の活性化に努力しているようです。しかし、魅力ある農業への展望がなかなか開けないことや、農業を尊重しようとする価値観が欠けていること、また、地方によってはいまだ圃場や生活環境が未整備でおくれていて、暮らしの障害になっている地方もあるようです。

水源地域としての中山間地域

中山間地域の問題は、都市地域にも影響を及ぼします。その一例が水の問題です。中山間地と都市とは、水で結ばれています。中山間地域は水源地域なので、それが荒廃すると水の量と質に大きな影響を与えることになります。水量については、山林が土壌保全や水源涵養、洪水防止の機能をもっているだけでなく、国土環境全般にわたる多様な保全機能をもっています。水質については、融雪時や豪雨時の流出や、人手不足からくる家畜ふん尿の未利用による汚染と、多肥の畠地から流出する硝酸態窒素の影響などが報告されています。

また、山間地帯の棚田では、次第に耕作が放棄されてきています。それにともなって、土壌の崩壊や水源の涵養機能が失われてきており、景観の悪化をまねいてきています。ただ聞くところによると、棚田の保全にむけて市民の活動が行われている

ところもあるようです。例えば、棚田オーナー制度をつくり、単なる経済的援助だけでなく、棚田でともに労働する体験と交流をすることによって、自然・文化遺産ともいえる棚田を守る運動につながっているということです。

水は限りある資源であり、自然資源なので、できるだけ自然な形を尊重しなければなりません。したがって、人為的に利用した後は、自然に清水として還元することが基本です。ゼロ・エミッション計画（自然をリサイクルし、廃棄物をゼロにする思想）は、できるだけ狭い範囲で循環系を形づくるため、地域内での循環利用技術を高めることが大切でしょう。水の反復利用や多様利用システムを、飲水・飲料水→洗浄水・環境水→工業用水→鑑賞水→散水・放流といった連続した利用システムにする努力も大事ではないでしょうか。

上流地域にある農山村の荒廃は、河川への水の流出特性に変化（洪水・渴水の災害発生）を及ぼすことも報告されています。

傾斜地での農業機械の利用

中山間傾斜地への農業機械の導入については、従来からいろいろと研究されてきていますが、中四国地方ではとくに四国農業試験場で、傾斜果樹園の機械化問題で成果をあげてきています。ところが、近年、鳥取県農業試験場でも三谷研究員が中心になって、農林水産研究高度事業「中山間地域の畦畔法面の省力的植生管理システムの開発」の研究に取り組んでおられるこ

とを知り、たいへん意を強くしました（三谷誠次郎：「水田畦畔管理作業の効率化 一法面草刈りの労働負担軽減法一」農業機械学会誌第69巻第5号、2007年）。

概要を紹介しますと、刈払機などによる棚田畦畔法面の草刈り作業は多労である。なかでも高低差の大きい法面での作業は、足場が斜面になることから滑落など危険性が高く、足腰への労働負担が大きい。しかも、鳥取県の水田の畦畔率は約10%で、全国平均の約4%、中国地方平均の約9%に比べると高い。このような理由から本研究報文では、「法面作業道の設置法」と「二人作業用の広幅レシプロ式草刈機」の2つの研究について報告されています。これから実用化を期待しております。

小規模農業の機械化は、大規模農業よりもはるかに難しく、このための技術はこれまでわが国で作りあげてきたものが多いのです。

むすび

本文では、水の問題と農業機械化の問題を考察してみました。中山間地域はわが国で広大な地域を占めており、その動向は国土環境を左右するほどです。ただ食料や水だけでなく、土壤、動植物、景観など、日本の自然生態系にも影響を与えます。単に農林業の荒廃だけではすまされず、都市住民にとっても等閑視はできません。

しかしながら、中山間地域の農業問題に向き合うためには、

水、土地を地域圏で維持しながら、新しい農業技術を導入することが必要と考えます。これには当然、再生型自然エネルギーに関わる技術も含みます。しかもこの小規模農業では、小島慶三先生の「スマールの世界」がきわめて重要な原理となってきます。

地域生活の安定は、基本的にはその地域や流域内で保障されねばなりません。もしそれが足りなければ、資本と技術で充足するのが近代社会ではないでしょうか。

(鳥取大学名誉教授)

主　張

鳥取県における企業の農業参入 — 奥大山ブルーベリーファームの事例 —

会員 上田 弘美

最近では景気後退による公共事業等の減少により、鳥取県内における建設業など各種企業が農業へ参入する動向にあり、平成20年3月末では31社に達している。農地法では農業生産法人の要件を有しない会社は農地を所有することはできないが、規制緩和で平成14年に構造改革特区の制度が創設され、耕作放棄地ならばリース方式で農業の参入が可能となった。さらに、平成17年9月からは農業特区を全国展開する方向で「特定法人貸付事業」が制定され、鳥取県内でも農業参入する企業が増加している。

平成16年6月に鳥取県江府町の「(株)かわばた」(川端雄勇いさむ社長)は、農業特区では鳥取県ではじめて「南大山ブルーベリー特区」を国に申請し承認された。さらに平成18年4月には、特定法人貸付事業により農園の面積を拡大した。この事業は、鳥取県における企業の農業参入の先導的事例と考えられている。平成20年8月29日に現地を視察したので、概要を紹介する。

奥大山ブルーベリーファームの所在地

この農園の所在地は鳥取県江府町笠良原であり、米子自動車道の江府ＩＣから国道181及び482経由、車で約20分かかり、国立公園大山の南壁や鳥ヶ山が望める。ブルーベリーファームの標高は720～750mであり、大山火山灰特有の黒ボク土に覆われた笠良原地区内にある。従来は夏大根の特産地であったが、農家の高齢化や連作障害の発生等により耕作放棄地となつた。

そこで（株）かわばたの川端社長は、この農地を江府町の仲介によりリース方式で10年契約し、酸性土壤に適し健康食品として将来性のあるブルーベリーを栽培することに着手した。まさに川端社長の先見性と行動力には敬服する。また、全国的にも少ない農業特区の申請を行い、この事業が承認されたことはニュースとなり、マスコミで広く報道された。

ブルーベリーの植栽

農園の面積は7haあり、現在32品種が12,000本植栽されている。第1農園は3.7haあり、農業特区事業で植栽された。第2農園は3.3haで、平成18年4月に特定法人貸付事業で面積拡大がなされた。平成20年度以降には栽培面積を10haまで拡大し、40品種で16,000本の植栽を目指しており、全国有数のブルーベリーの栽培地を目指している。

品種の組合せとしては、西日本に多いラビットアイ系よりも

寒冷地・高冷地向きのハイブッシュ系を重点としており、7月上旬から9月中旬まで連続して収穫が可能なように、極早生から極晩生までの品種をうまく組み合わせている。なかでもチャンドラという品種は、1粒が500円玉ぐらいの大粒であり、大変珍しいと言われている。

この笠良原地区は豪雪地帯であり、当初は植栽後雪害で樹が折れていたが、ブルーベリーの樹の中心部に角材を杭として打ち込み、これに枝を固定することにより、低コストで雪害を軽減することが可能となった。

ブルーベリーは生食することが多いので、化学合成農薬は全く使用せず、化学肥料も基準の5割減としており、北栄町の完熟堆肥による土づくりを基本としている。平成20年には、この農園のブルーベリーは鳥取県特別栽培農産物として認証されている。

灌水はスプリンクラーを使用し、園内は防草シートで被覆して乾燥を防ぎ雑草の発生を抑えている。

ブルーベリー観光農園

ブルーベリーの収穫には極めて人手を要するので、平成19年から観光農園をオープンし事業を運営している。農園の常勤職員は3名で、鳥取県立農大の卒業生も1名採用されている。その他地元からパート職員を5～10名雇用しており、雇用促進にも貢献している。

平成20年の観光農園の来園者は6,500人で、県外客が7割を占めている。入園料は大人500円、小・中学生300円、幼児は無料としており、車椅子の方でも摘み取りやすい「バリアフリー農園」も設置されており、通路も広く確保され、十分な配慮がなされている。

観光農園の受付店では、ブルーベリー関連商品であるジャム、ソース、チョコレート、お菓子類等を販売している。また農園のそばには「カフェテリア・アペゼ」があり、大山の雄大な景色とブルーベリーファームが眺望でき、観光客は癒しの時を過ごすことができる。

奥大山ブルーベリーファームの将来性

江府町では、この奥大山地区を「森と水とフルーツの里」と位置づけ、奥大山観光の拠点としてPRしている。とくにブルーベリーファームの近くには、都市住民が農業体験できる奥大山「カサラファーム」があり、県外からの利用者が多い。さらに、平成20年6月からは、サントリーナチュラル（株）の「奥大山ブナの森工場」がオープンし、県内外からの見学者が急増してきたので、ブルーベリー観光農園にとって相乗効果がある。

ブルーベリーは健康食品であり、果実に含まれるアントシアニンは視力回復に効果があり、ポリフェノールは抗酸化作用によりガン抑制やコレステロールを下げると言われ、植物纖維の含量も多いので今後需要が拡大すると思われる。

川端社長によれば、アントシアニンはブルーベリーの葉中の含量が多いので、将来はお茶の原料としても有望であるとのことである。観光農園での摘み取りばかりでなく、有望な各種の商品開発を目指している。建築業からブルーベリー栽培へ新規参入した川端社長のチャレンジ精神に、学ぶことが極めて多かった。

(元鳥取県園芸試験場長)

主　張

食育コラム：シリーズ〔3〕

会員 川上 一郎

● 「七つ道具」フル活用

七つ道具とは、「何かを行う上で必要とされる七つひとそろえの物」、七つひとそろえとは「達成に必要な最低限必須の物、考え方」と辞典にある。それでは、食育に必要な七つ道具とは何か。

それは、視・聴・嗅・味・触の五種の感覚を刺激・触発し、体感学習を別の面から補助したり、裏打ちする物といえる。つまり、「好奇心を芽生えさせる」「理論を理解させる」「集中力を高める」「客観的にとらえる」などを手助けする物である。

子どもたちにぜひとも持たせたいのが「ルーペ」。場合によつては、顕微鏡を覗かせたほうがずっと集中力が高まる。次に、「メジャー」。葉の厚さも測れるような、ちょっと本格的な物を選ぶと理解が早い。思わぬ关心を抱くのが「ナイフ」。ちなみに、小野田寛郎自然塾の必須道具が「ナイフと火」、正しい使い方や扱い方も習得させるという。「食味計」も数値で自分の食味を確認することができるので納得しやすい。「聴診器」を使って木が水を吸い上げる音を聞くのも命の響きが伝わって感動する。「はかり」も天秤担ぎなどの昔の道具の体験は興味を引く。最

後に、「筆記用具」。客観的なまとめに欠かせない。

今、子どもたちの感性が低下しているといわれる。教材を選ぶのと同じように、五感をアップする七つ道具にも留意したいものである。

● 丸ごと食べるが一番

ヒトには、生体リズムを整えたり、自分で病気を治す免疫力が備わっている。

その力は、快適な睡眠や休養、適度な運動に加えて、バランス良い栄養摂取によって高められるのであるが、近年、免疫力の低下によるがんや免疫反応の過敏によるアレルギー疾患が急増している。

こうしたなか、「一物全体食」という身土不二や医食同源的な食べ方が見直されてきている。つまり、“一つの物は全体を食べるべし”という考え方である。それは、物事を分断分析していく現代科学に対する反省でもあり、「全体は部分の総和ではなく、部分の総和を上回る特別な働きをする」という視点でもある。ヒトの体の健康は、100兆個以上の細胞の一つひとつのが力によって維持されているように、食物についても同様で、一つと無駄なものはない。「ダイコン食うたら葉干せ」のことわざも、根も皮も葉もすべて食べて、ダイコンという命を丸ごといただく必要を説いたものである。

かつては、貧しかったこともあるが、小魚なら頭までたべ、

カボチャは種も取り出して炒るなど、「もったいないから」といって捨てずに使い切る習慣があった。さらに、残り物は、もう一味つける工夫をして食べた。それに引き換え、現在は、料理に必要なおいしい部分だけ使った後も、そして料理の食べ残しも平気でポイ捨てである。

これでは、免疫力や食文化はもとより、食料自給率の向上さえ望めるわけがない。食育を進める上で、命を丸ごといただくことが一番ではなかろうか。

(県農業會議会長、食農教育アドバイザー、前農協中央会専務理事)

主　張

農産物は安全・安定・安価で安心

会員 井上 耕介

農業は生命産業といわれる。命の源となる食料を生産するからである。人の命に直接かかわる食料は、まず安全であることが絶対条件である。次に、何人といえども等しく与えられなければならないので、安定供給と安価が求められる。

古くは社会体制が、権力者に米を集める仕組みになっていたので、米が不足すると米騒動が繰り返されてきた。

第二次世界大戦中の昭和17年には食糧管理法（食管法）が施行され、米麦その他の主要食料は国が管理した。農家の自家用分を除いてすべて政府が強制的に買い入れ、消費者に計画的に配給する制度ができた。供出と配給が基本で米価はすべて公定とされた。

その後米価決定方式は変化するが、戦後の日本は、「空腹が満たされることが豊かさ」の時代であり、米不足基調の下では、米価政策は農業政策の中核であった。

昭和30年代の半ばになると、戦後の復興が着実に進み、都市労働者と農家の所得格差が拡大した。これに対応して米価は「生産費・所得保障方式」とされ、都市勤労者賃金の上昇とともに生産者米価も引き上げられた。一方消費者米価は、都市勤

労者賃金の上昇に合わせて引き上げられるところを、政治的配慮もあり、抑制されつづけた。農家から所得補償価格で買い上げ、消費者には安く販売する「逆ざや」現象が長年続いた。

農家は所得が安定したため、施肥・防除技術など新技術を積極的に取りいれ、生産も増加した。その結果昭和44年以来は米過剰となり生産調整の時代になった。

その後、食管法は改正食管法（昭和56年）、新食糧法（平成6年）と改正され、現在では自主流通米が主体であり、政府米の持つ意味は小さくなつた。自主流通米であるため、銘柄等による価格差は拡大傾向である。

主食の米は安全な国産米を守り安定供給を通してきている。残るは内外価格差であり、コストダウンに一層の努力を払う必要がある。

この間、畜産物や園芸產品は、輸入自由化により海外依存が拡大してきた。安い輸入食品と価格の高い日本産農産物が同一店舗に並存する時代を迎え、日本産農産物の価格の足を引っ張り、農家を苦しめている。

また、輸入食品の安全性が脅かされる事件が続発してきている。

先月の日本海新聞「きしむ列島」のなかで、農產物流通コンサルタント山本譲治氏は明快に語っている。

「現在の価格は、わがままな消費者とスーパーにより作り出されたものだ。

スーパーは購入力に物を言わせて、中国などの仕入れ先に無理に値引きさせ『架空の価格』をつくり出している。適正価格に戻せば就農者は必ず増える。食料危機への対策上、自給率の向上は緊急の課題。消費・財政の両面から皆で支えるという考え方方が当たり前になってほしい」

安価に傾きすぎると安全も安定も失われる。安全を担保にした安価は、農地政策の進展、品種や栽培技術の開発を待たなければ得られるものではない。

命の源である食の安心のために、生産を支援する消費者の理解をさらに進める必要を痛感する。

(JA全農とつとり技術嘱託、元県園芸試験場長)

主　張

接ぎ木－品種転換の近道－

会員 井上 耕介

梅が咲き、桜の開花予想も始まった。いよいよ春である。梅や桜はもとより梨も柿も、花が咲く前には、枝の中で養水分が動き始める。この時期からが接ぎ木の適期である。梨は彼岸のころとなる。

接ぎ木は、枝の切り口と切り口の養分の通路を重ね合わせて固定する作業である。お互いの枝は癒合して、養水分が行き来するようになる。やがて一本の枝となり成長する。

食べた梨や柿がおいしかったからといって、そのタネをまいても同じ実は着けない。交配によって別の遺伝子が入っているからである。そこで果樹では接ぎ木により苗木を増やしている。

接ぎ木の歴史は古く、中国では3千年前の書物に接ぎ木の方法が書かれている。日本では平安時代に「続梨（つぎなし）」として記されている。

接ぎ木は、苗木作りに利用されるだけでなく、現在果実を収穫している木の品種転換にも利用される。果実を着けるたくさんの枝に新しい品種の枝（穂木という）を接ぎ木すると、3年くらいで木全体に新品種の実が着くようになる。

接ぎ木によって品種転換が盛んにおこなわれたのは、昭和

40年代のリンゴと梨である。国光、紅玉を、新品種のふじ、つがるに接ぎ替えた。「爺っちゃんも婆っちゃんも接ぎ木ナイフを片手に樹に登ったもんだ」と聞かされた。梨では長十郎を幸水、豊水に接ぎ替えた。

これが日本の接ぎ木であるが、台湾ではもっとすごい接ぎ木が行われている。

台湾は亜熱帯気候であり、パイナップル、バナナ、マンゴーなど果物が豊富である。どこが台湾も梨となると、横山梨という小さくて硬い梨しかない。日本の梨を植えると木は育つが花が咲かない。梨、柿、桃など日本の果樹は、冬の寒さを経て初めて春を感じ、花が咲く。そこで考え出されたのが、花芽の着いた日本の穂木を台湾の横山梨に接ぎ木する方法である。

接ぎ木は1月から始まり、1本の木に250芽を接ぎ、1芽に3、4個着果させる。10aあたり約4千芽を接ぎ、収量は豊水で5t、新興で6tと日本より多い。接ぎ木は毎年繰り返される。鳥取県が台湾の要請を受けて穂木の輸出を始めたのは1997年で、既に11年間行っている。梨農家にとっては剪定(せんてい)で切り捨てる枝が副収入となり、喜ばれている。さて、鳥取の梨の接ぎ木はどうであろう。

鳥取は100年間、二十世紀梨一筋に生きてきた産地であり、品種転換の歴史がない。黒斑病耐病性ゴールド二十世紀が出た時も、品種転換を進めたが、思ったほどの成果が上がらず、いまだに黒斑病にかかる二十世紀が半分残ったままである。

今、園芸試験場が育成した、8月に収穫できる新品種が注目されている。

新品種を早期に導入して、8月は新品種、9月は二十世紀の品種構成を1年でも早く実現し、鳥取の梨の再生を図りたい。苗木を植えると同時に、接ぎ木による手軽な品種更新も一策である。台湾の梨農家のことを考えれば何でもないことだ。

(JA全農とつとり技術嘱託、元県園芸試験場長)



鳥取農政懇話会情報

平成 20 年度第 2 回学習会

会員 北島 英一



I 、 学習会日程

1 . 日 時 平成 21 年 1 月 28 日 (金)

17 : 30 ~ 21 : 00

2 . 場 所 湯梨浜町「水明荘」

3. 学習会 17:45～18:45

(1) 演題：鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興
条例の概要について

講師：澤田 廉路 氏

(鳥取県企画部地域づくり支援局

移住定住促進課地域振興担当企画員)

(2) 演題：中山間地に於ける活性化への取り組み

—いなば西郷むらづくり協議会、設立への道—

講師：谷口 興治副会長

(3) 意見交換

4. 懇親会(学習会終了後)

会場を中部の湯梨浜町「水明荘」で開催しましたところ、
20名の参加があった。

今回の学習会は、中山間地域振興について再度勉強しよう
ではないかということになり、鳥取県職員 澤田廉路氏による
中山間地域振興条例についての講演並びに谷口興治会員によ
る具体的取り組み事例紹介を拝聴することになった。

なお、講演要旨はこの会報に後掲しています。

III、学習会

鳥取県みんなで取り組む 中山間地域振興条例の概要について（講演要旨）

講 師：澤田 廉路 氏
としみち

(鳥取県企画部地域づくり支援局

移住定住促進課地域振興担当企画員)

鳥取県の農林水産業の屋台骨を支えられている諸先輩の皆様の前でお話しするのは非常に緊張しています。本日は、去る10月14日の県議会にて可決された鳥取県条例第63号の中山間地域振興条例についての概要をお伝えしたい旨の挨拶の後に講演会が始まつた。

講演の要旨は次のとおりである。

このたび施行された条例は、島根県、岡山県、福島県、山口県について5番目の制定である。

内容としては、小島志塾及び元西尾知事の思いが相当盛り込んである。デカップリング(所得補償)の意味については、農村の持つ役割として公益的な役割があると、元西尾知事が平成2年の議会で答弁されたいきさつがある。それほど、中山間地域の存在価値は高いものがある。

今回の条例の思い、決意は、前文に表現している。前文を紹介しま

すと、鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例が制定された。



前文に続き、目的、定義、基本方針、県の責務、市町村の役割、県民等の役割、重点的に取り組む施策等を明確にし、豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現を目指している。

前文にもありましたが、多面的な公益機能を有する県民共有の貴重な財産である中山間地域が、過疎化・高齢化により集落の維持存続が危ぶまれる状況となっている。また、中山間地域は携帯電話、地デジの電波が届かない、生活交通の確保に支障をきたしているなどの大きな地域間格差が生じている。

これらに対応するため今後、県、市町村及び県民等が相互に連携し、協働による中山間地域振興施策の実現に取り組まなければならぬい。

県としては、生産の場、生活の場、ふれあいの場を充実させる施策への取り組みの推進体制を整備するとともに、これら必要な財政措置に努めなければならない。

なお、この条例は社会情勢の変化等を踏まえて、3年後には見直すこととしている。

ご清聴ありがとうございました。

「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」については後掲しています。

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例

鳥取県の中山間地域は、豊かな自然や景観、歴史と文化にはぐくまれ、地域住民の生活の場としてのみならず、県土の保全、食料の供給、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的・公益的な機能を有しており、自然や食等を大切にし、物質的な豊かさよりも心の豊かさを大切にする価値観や生活様式をはぐくむ場でもある。

この県民共有の財産である中山間地域は、長い年月をかけて先人たちが大切に守り育ててきたものであり、私たちは久しくその恵みを享受してきた。

しかしながら、中山間地域の現状をみると、森林の荒廃、耕作放棄地の増加、生活交通機能の縮小、情報通信環境整備の遅れ等に加え、過疎化と高齢化の進展により、集落の地域活動等を支える担い手が不足し、集落の維持存続さえ危ぶまれる地域もある。

このため、私たち鳥取県民は、中山間地域に暮らす人々が誇りをもって安心して生活を営み、また、中山間地域の貴重な資源と公益的な機能を次世代に引き継ぐため、県、市町村、県民、特定非営利活動法人、事業者等の多様な主体が地域住民と協働し、共に手を携えて中山間地域の振興に取り組んでいくことが必要である。

このような考えに立って、県民一人一人が中山間地域の価値

を広く認識し、県民等の総意の下、行政機関と県民等が協働して中山間地域の振興に取り組むため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るため地域住民をはじめとした県、市町村、県民、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）、事業者等の役割を明らかにするとともに、協働して総合的な施策の推進を図ることにより、もって豊かで住みよい持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらの地域に類する地域

として規則で定める地域

- 2 この条例において「県民等」とは、県民、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者及び大学をいう。
- 3 この条例において「住民」とは、中山間地域に居住する県民をいう。

(基本方針)

第3条 中山間地域の振興は、各地域の特性を踏まえ、住民の自主的かつ主体的な取組を尊重しつつ推進されなければならない。

- 2 中山間地域の振興は、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。
- 3 中山間地域の振興は、中山間地域を守り住み続けたいという住民の思いを尊重し、生活交通の確保、情報通信環境の整備をはじめとした住民の安全かつ安心な定住環境の確保、産業の振興及び就業の場の確保が図られるよう推進されなければならない。
- 4 中山間地域の振興は、中山間地域の自然環境及び農林地を保全し、治山、治水、水源かん養等の公益的な機能の維持増進が図られるよう推進されなければならない。
- 5 中山間地域の振興は、都市部と中山間地域が共に支え合う共生の考え方の下、都市部及び中山間地域が有する各々の価値及び機能を相互に理解し、協力して県土の均衡ある発展が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定するなど、総合的な施策の推進に努めるものとする。

2 県は、施策を推進するに当たっては、市町村及び県民等と協働に努めるものとする。

3 県は、特定非営利活動法人、ボランティア、事業者、大学等のそれぞれの特性を生かした、住民と連携した地域活動が促進されるよう環境整備等に努めるものとする。

4 県は、国に対し、中山間地域の振興に関する施策の提言等を行うよう努めるものとする。

5 県は、中山間地域の公益的な機能について、県民の理解を深めるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 中山間地域をその区域に含む市町村は、地域の振興を図る上で中核となる行政組織として、自らが施策を講ずるに当たり、地域の実情を把握し、必要な主体等と連携して施策に取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民等は、水源のかん養、洪水及び土砂崩壊の防止、大気の浄化、農林水産物の供給、憩いの場や自然とのふれあいを通じた教育の場の提供等の中山間地域が有する公益的な機能に対する理解を深め、それぞれの活動を通じて中山間地

域を共に支え、活性化を目指す取組への参加及び協力に努めるものとする。

(重点的に取り組む施策)

第7条 県、市町村及び県民等は、第3条の基本方針にのっとり、相互に連携し、及び協力して、次に掲げる施策に重点的に取り組むものとする。

(1) 安全かつ安心な定住環境の確保及び充実に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域に不可欠な生活基盤となっている生活交通の確保及び情報通信環境等の整備を図ること。

イ 地域における保健医療サービス及び福祉サービスの維持及び充実を図り、住民が自らの健康の保持増進に努められるようにすること。

ウ 子どもに対する教育、保育等の子育て環境を整備し、住民が安心して子どもを生み育てることができる環境を確保すること。

エ 地域の見守り活動及び防犯に係る活動の推進を図ること。

(2) 集落機能の維持及び集落活動の担い手に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域づくりの担い手又は推進役となる人材、団体等の育成を図るとともに、多様な主体が地域づくりに参加し、及び協力することができるように、地域づくりを行う人的及び組織的なネットワークの構築を図ること。

イ 著しい人口の減少及び高齢化により地域社会の活力が低下している地域において、住民の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、県民等が共に支え助け合う仕組みの構築を図ること。

(3) 伝統文化等の継承等に関する施策で、中山間地域の歴史と風土の中ではぐくまれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進するもの

(4) 産業の振興に関する施策で次に掲げるもの

ア 地域の特色を生かした農林業等の生産から販売までの体制の強化を図ること。

イ 農林業等、商工業及び観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業の創出を図ること。

ウ 地域産業を支える人材の育成、企業の誘致等による就業の場の確保を図ること。

エ 第2号ア及びイの地域づくりの担い手となる人材、団体及び県民等が共に支え合う仕組みによる住民へのサービス、交流事業等が、地域における起業及び就業の場の確保につながる取組を推進すること。

(5) 他地域との交流促進等に関する施策で、中山間地域と県内及び県外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを推進するとともに、これらの交流により県民等の中山間地域の有する公益的な価値への関心を高め、県民等に中山間

地域の維持及び発展への理解と協力を得るためのもの

(6) 中山間地域と都市部との共生に関する施策で、均衡ある地域づくりを図るため、豊かな自然、歴史、文化等を有する中山間地域と医療、人材、産業の分野等において広く機能を有する都市部等との連携及び協力を図るもの

(7) 中山間地域の公益的な機能の維持増進等に関する施策で、自然環境及び農林地の保全を図り、治山、治水等による防災及び水源のかん養等の公益的な機能の維持及び強化を図るもの

(調査及び研究)

第8条 県は、市町村、学識経験者、住民及び県民等と定期的に協議し、中山間地域の現状把握並びに施策の調査及び研究を行い、施策の充実に努めるものとする。(推進体制の整備)

第9条 県は、中山間地域の振興に関する施策を総合的に推進するため、県の推進体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(雑則)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、知事が要綱で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。
(検討)
- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

中山間地に於ける活性化への取り組み(講演要旨)

— いなば西郷むらづくり協議会、設立への道 —

講 師：谷口 興治 会員

(鳥取農政懇話会副会長、鳥取県農業信用基金協会会长)

はじめに、いなば西郷むらづくり協議会の設立に際して、背景として鳥取市から、地区公民館の役割変更と協働、の働きかけがあり、スタートした旨の経過説明があった。

鳥取市から求められたのは、表向きには、地域の多様化したニーズは住民が主体となって解決策を見い出すべきであるということだが、実態は、市の財政が逼迫し、住民サービスが十分に出来ないので役割分担をしましょうということである。

市は平成19年12月に「地区公民館の活用策と今後のあり方について」をまとめ、地区公民館を拠点とし地域住民が主役となって協働のまちづくりを進める仕組みと制度を構築する、そのため、まちづくり協議会の組織化をサポートすることとされた。

それに基づいて、西郷地区まちづくり協議会を設置するため、地区内在住の市職員5名が支援チーム（CST）を編成し、公民館と西郷地区部落長会を巻き込んで、協議会の準備会を立ち上げるべくメンバーと日程を決めた。私はその中で引っ

張り出されたのだが、本年6月22日に開催した第1回の設立準備会で規約、役員を決定した。以後、西郷地区の誇れるもの、及び弱点、課題、集落と協議会の役割分担などの議論を行い、兵庫県の与布土地区の視察もした。

問題は、西郷地区の皆さんに自治組織としての協議会が本当に必要か、ということについて考えて貰うことである。現在までに、西郷地区部落長会に説明し協力を依頼している。また、鳥取市長を招いて地域づくり懇談会を持つなど、設立に向けて努力して来ている。

最大の課題としては、やはり住民側の意識の改革で、陳情して行政にさせればよいから、自分たちで考え計画し実行する、行政からはその支援を得る、という意識に変えていかなければならぬが、どうすれば誘導できるのかということである。

今後の予定は、各集落への働きかけとともに、地区座談会を開催し、住民の賛同を得た後に協議会を設立したいと考えている。設立後のことまで考えると、道のりはまだまだ遠いが私も一住民として頑張りたい。

以下、詳細については後掲の講演会資料を参照されたい。

(省略)

以上、鳥取農政懇話会報 NO 5 6 号より抜粋

以上